

大分県国土強靱化地域計画有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成二十五年十二月十一日法律第九十五号）第13条に定める国土強靱化地域計画の策定及び推進にあたり、学識経験を有する者等から幅広く意見を聴取するため、大分県国土強靱化地域計画有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 有識者会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 国土強靱化地域計画の策定及び進行管理に関すること。
- (2) その他国土強靱化に関すること。

(組織)

第3条 有識者会議は、5人以上の委員で組織する。

- 2 委員は、学識経験等を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は再任することができる。
- 5 有識者会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、有識者会議を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 有識者会議の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるとき、委員以外の者に対し、出席を求め意見若しくは説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 有識者会議の庶務は、土木建築部で行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年8月29日から施行する。